

農業農村整備事業業務等共通仕様書の新旧対照表

改定後（令和5年6月版）	改定前（令和5年4月版）
<p style="text-align: center;">農業農村整備事業設計業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年6月</u></p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>農業農村整備事業設計業務共通仕様書 目次 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">農業農村整備事業設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 適 用 ～ 第1-11条 業務計画書 〔略〕</p> <p>第1-12条 業務実績データの作成及び登録</p> <p>1 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、登録機関に申請しなければならない。ただし、コリンズ・テクリスの登録等に関する規約第3条二十四に掲げる機関についてはこの限りではない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第1-13条 資料の貸与及び返却 ～ 第1-39条 保険加入の義務 〔略〕</p> <p>第2章 設計業務 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">農業農村整備事業設計業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年4月</u></p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>農業農村整備事業設計業務共通仕様書 目次 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">農業農村整備事業設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 適 用 ～ 第1-11条 業務計画書 〔略〕</p> <p>第1-12条 業務実績データの作成及び登録</p> <p>1 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、登録機関に申請しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第1-13条 資料の貸与及び返却 ～ 第1-39条 保険加入の義務 〔略〕</p> <p>第2章 設計業務 〔略〕</p>

農業農村整備事業業務等共通仕様書の新旧対照表

改定後（令和5年6月版）	改定前（令和5年4月版）
--------------	--------------